

日本の違法伐採とクリーンウッド法改正 ～NGO視点のポイント、課題、そして期待

(認定NPO法人) 国際環境NGO FoE Japan

国際環境NGO FoE Japan (エフオーイージャパン)

- FoE Japan (Friends of the Earth) は地球規模での環境問題に取り組む国際環境NGOです。
- 1980年から日本で活動。世界73カ国に200万人のサポーターを有するFriends of the Earth Internationalのメンバー団体です。
- 気候変動や森林破壊、大規模開発による環境・人権問題、脱原発・脱石炭など、幅広く政策提言活動を行っています。

FoE Japan の活動理念

■ 公正・公平な社会 Justice

民主的かつ公正・公平な社会を実現します。

■ 自然との共生と世代間の公平性 Sustainability

自然と共生し、現在の地球上の資源や環境を将来世代もが享受できる仕組みを実現します。

■ 人々の主権 People Power

多様なセクターが連帯することで大きなうねりを生み、市民が社会の意思決定をできる社会を実現します。

■ しくみを変える System Change

環境・社会問題を生み出している既存の仕組みに対して挑戦し、解決のための仕組みをつくります。



違法伐採対策：これまでの流れ



気候変動対策の側面から森林減少ゼロ (Zero Deforestation) の動き

- ・ 国連森林に関するニューヨーク宣言 (2014)
- ・ 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD*, 2015)
- ・ COP26 森林と土地利用に関するグラスゴー首脳宣言 (2021)
- ・ 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD*, 2021)

*Task Force on Climate-related Financial Disclosures, Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

クリーンウッド(cw)法とは：条文

正式名称：合法伐採木材等の流通および利用の促進に関する法律

- **目的（第一条）**：我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、（中略）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする。
- **国の責務（第四条）** 国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- **事業者の責務（第五条）** 事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- **木材関連事業者の判断の基準となるべき事項（第六条）** 主務大臣は、（中略）、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。
- **第四章 木材関連事業者の登録**
- **附則 3** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

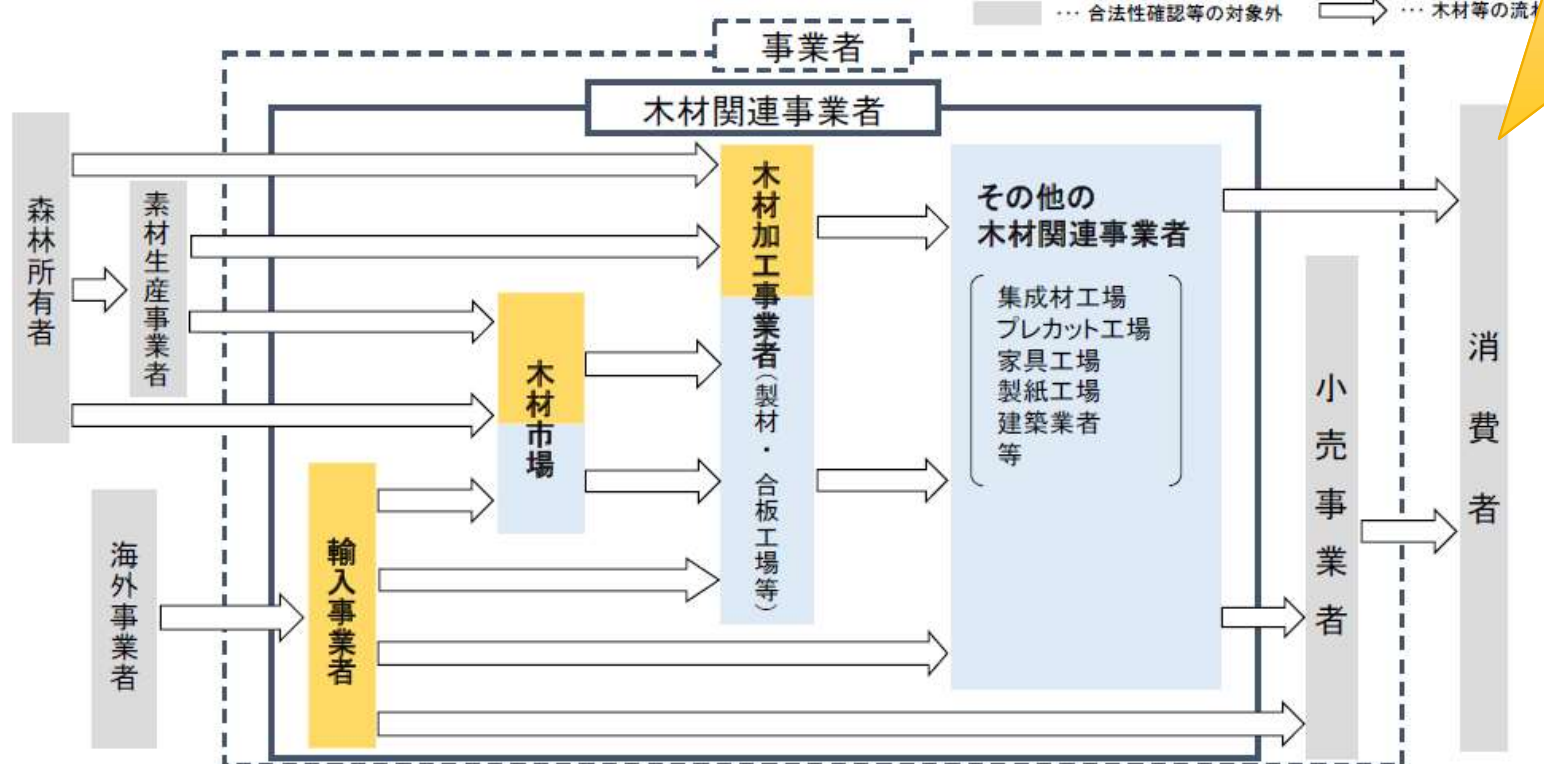
見直しについてのとりまとめ

- 2021/9 「[合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会](#)」
 - 8回+1回の検討会開催。各方面からの聞き取りに基づく検討。
 - 2022/4 「[合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会中間とりまとめ](#)」(林野庁)
- 2022/12 「[クリーンウッド法の5年後見直しについて\(とりまとめ\)](#)」(主務官庁：農水省、経産省、国交省)
 1. 見直しの方向性(全般)について
 2. 木材関連事業者の合法性確認について
 3. 合法伐採木材の安定供給について
 4. 事業者の負担軽減について
 5. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて
 6. 政府による実施状況の把握について
- 2023/5 改正法案(閣法)、国会で成立(4月26日成立、5月8日公布)

クリーンウッド法改正

- 国（国会、各省庁、裁判所等）及び独立行政法人等
- 地方公共団体、国民等

□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者

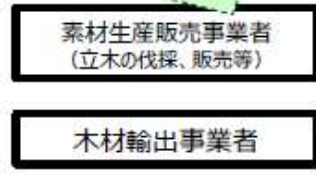


改正前

4



木材関連事業者の求めに応じ、
情報提供を義務化



改正後

法改正の概要 (国会提出案概要から)

(4) その他

- (1), (2) に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則 (第10, 11, 45条等)
- 木材関連事業者の判断の基準として「合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置」を追加 (第13条)
- 一定規模以上の第一種木材関連事業者への定期報告の義務付け (第12条)
- 関係行政機関や地方行政機関に対する協力要請 (第41条)

出所: 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要. 第211回国会 (令和5年 常会) 提出法律案. <https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/attach/pdf/index-10.pdf>

クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

参考3

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	...	R10年度
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕		改正法公布（R5年5月8日）		施行(P) 合法性確認等(デュー・デリジェンス)を義務化 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		3年後検証
	第二種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕				小売事業者を追加 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		
	素材生産事業者等 〔制度の対象外〕				第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化		
運用の改善・強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、 木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」 の実践		流通等の状況を踏まえて検証 〔合法性確認等の実施状況・合法伐採木材等の〕
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等 (業別別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施			
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信					
供給拡大 合法伐採木材等の	国産材 (R元) [3,100万m3]	(R3) [3,400万m3]			(R7) [4,000万m3]		国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)
	輸入材等	諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ		生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITTOへの拠出)			
備考			G7サミット G7農業大臣会合				

出所: 林野庁、「参考資料 クリーンウッド法改正について」、2023年6月14日説明会（オンライン）資料

どうなったCW法① 規制強化

- ・ 第3回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会 (2021/10/25)、資料1
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/attach/pdf/210915-18.pdf>
- ・ クリーンウッド法見直しへの提言 (2023/2/21) <https://foejapan.org/issue/20230221/11654/>

● 促進法ゆえに法自体が機能していない

※赤字：結果、紫字：懸念

➡改正法も促進法のまま。変更なし

● 促進法でも規制の理念は規定できる

➡第一種の確認は義務化された。罰則も明記された。

➡『当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認』 = 合法性の確認、と規定 (第6条)

➡書類の入手のみに留まってしまうリスクは残った

● 誰が木材関連事業者 (特に第一種) なのか把握できていない

➡一定規模以上の第一種事業者への報告義務。自治体等への協力要請

➡輸入業者 & 国内素材生産者で約5,000社 (国会答弁)。国内素材生産業者の捕捉においては自治体の協力要請で対応と考えると、輸入業者はどう捕捉する？

どうなったCW法② デューデイルিজエンス(DD)実施

- 合法性確認の判断基準が明確にされていない ※赤字：結果、紫字：懸念
 - ➡取組目標は「合法性確認を令和10年度に100%にする」（国会答弁）
 - ➡CWナビ：生産国リスク情報活用に向けた調査報告書 巻末資料
 1. クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き
 - ➡適用法令の範囲については細則を注視
- 第一種木材関連事業者の合法性確認の実施状況等についての報告を義務化
 - ➡第一種による合法性確認の報告は義務化
- 国からの違法伐採リスクに関する情報提供がない
 - ➡実務レベルで対応着手。CWナビ：生産国リスク情報活用に向けた調査報告書 巻末資料
 2. リスク評価関連情報サイトのリスト
 3. 合法性確認の仮想事例

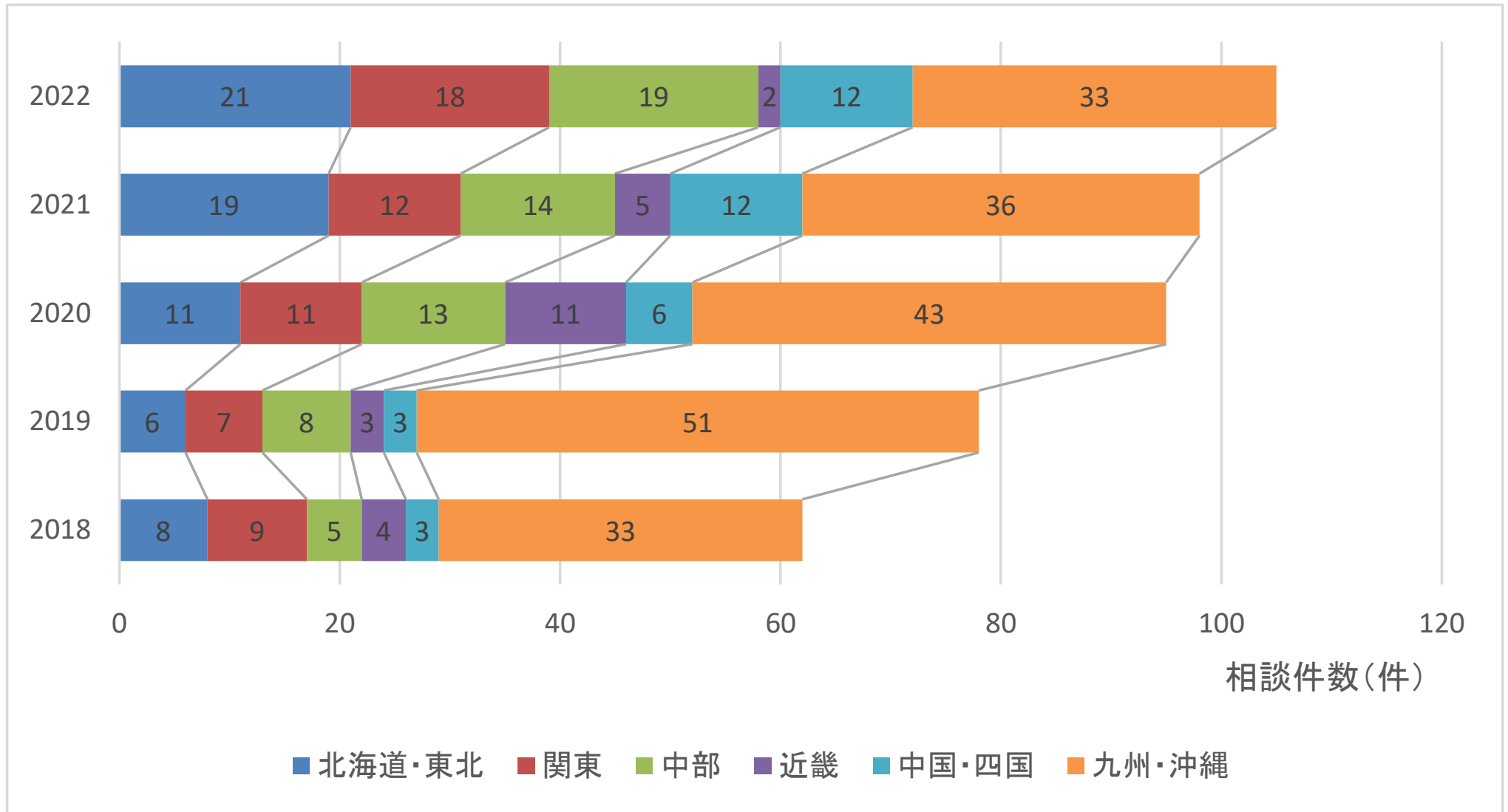
どうなったCW法③ 合法木材と合法伐採木材

- CW法では「合法伐採木材」、G法の林野庁ガイドライン（GL）では「合法木材」。この二つの制度が同時併用されている
 - CW法では「GL認定を活用できる」とだけ規定。G法GLでは合法性の証明方法は明示されているが、確認内容については明確に規定されていない。
 - 現状、ほとんどの「合法伐採木材」はGL認定（団体認定）に基づく「合法木材」である
- CW法、G法の運用レベルで解決できる ※赤字：結果、紫字：懸念
 - ➡とりまとめ2.（6）に明記。『対象となる木材等の範囲や合法性確認等の方法等、クリーンウッド法とグリーン購入法の間で異なる内容について整理する』
 - ➡その整理の詳細（内容や方向性）は明確にされていない
- 林野庁の方針が定まっていない
 - ➡実務レベルで対応着手。令和4年度：クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き等を作成、令和5年度：各業界団体による同手引き活用を支援『木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち合法性確認の能力強化のうち業種・品目別の合法性確認手引き作成（令和5年度林野庁補助事業）』

日本の 違法伐採(盗伐)問題



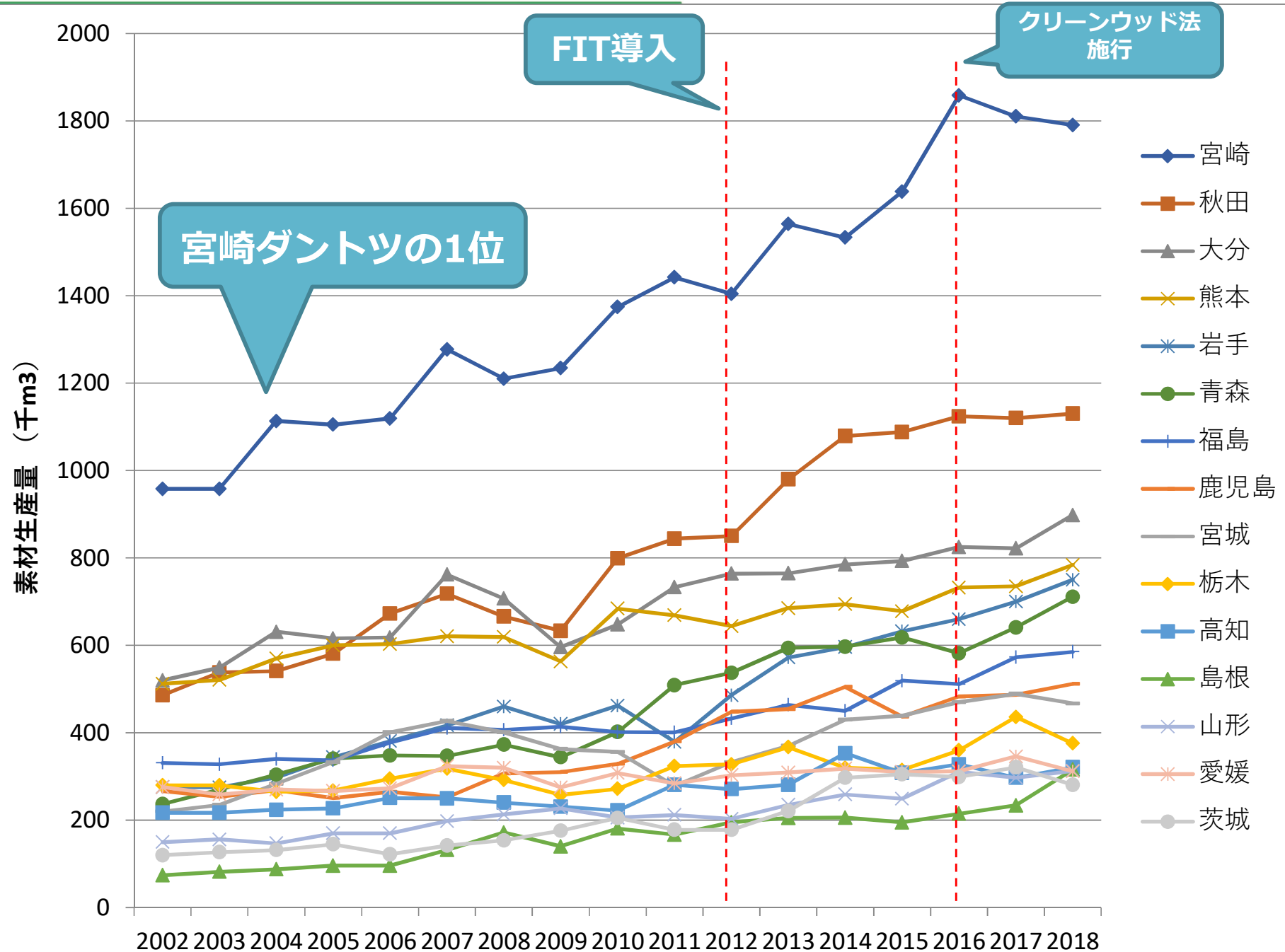
無断伐採に係る市町村等への相談等の件数（林野庁調べ）



（出典）林野庁の各年の結果を元に申請者作成

（注）各年の結果の期間は以下のとおり。2018年（2017年4月から2018年1月まで）、2019年（2018年1月から12月まで）、2020年（2019年1月から12月まで）、2021年（2020年1月から12月まで）、2022年（2021年1月から12月まで）

各県のスギ生産量推移 (2002-2018, 上位15県)



宮崎県の規模別森林所有者数

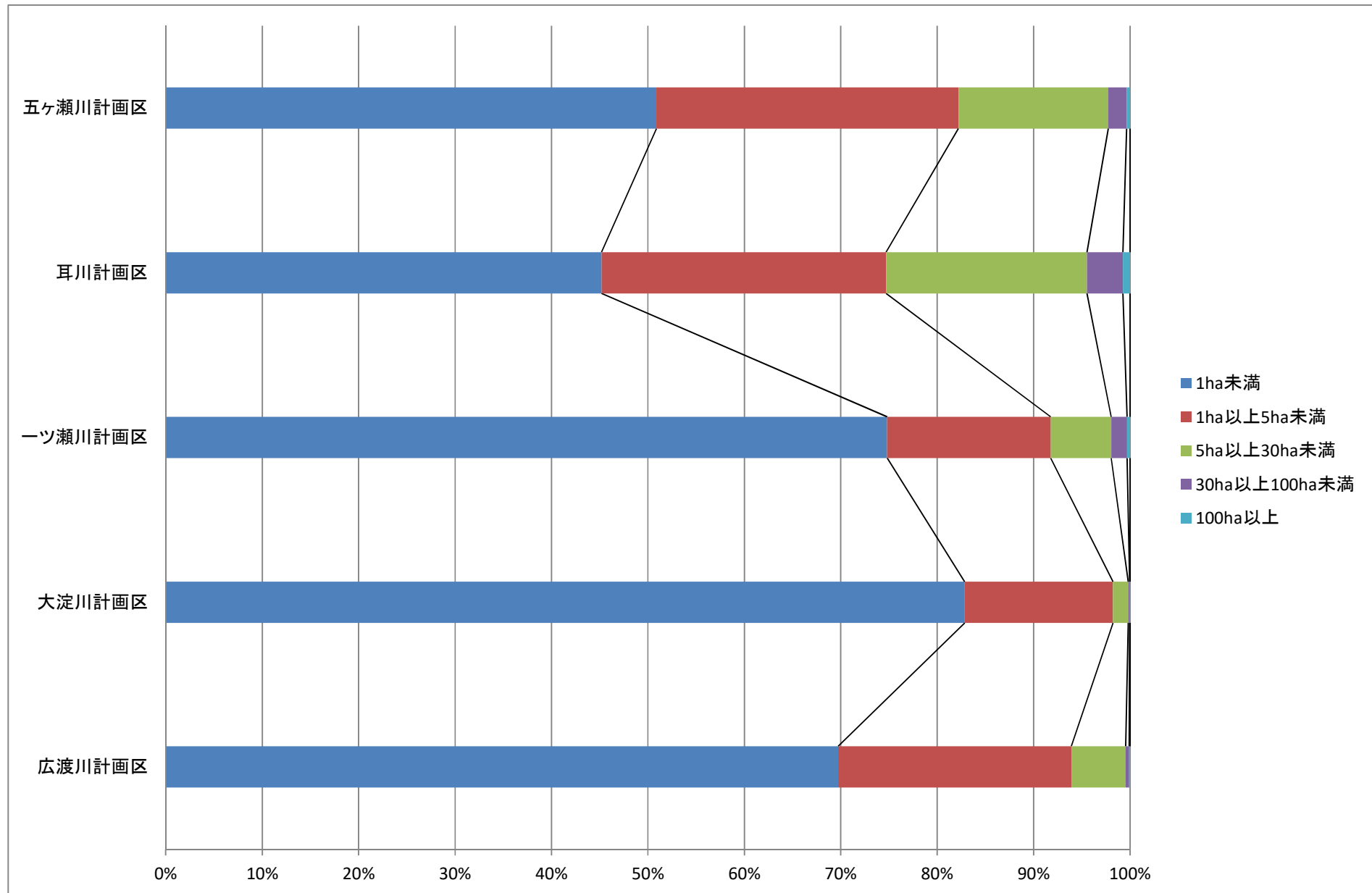


図 所有規模別森林所有者数
(出所) 宮崎県内の各地域森林計画書。

盗伐被害者の特徴（宮崎県の例）

- 盗伐被害者の会会員は**165家族**（2023年6月現在）
- 盗伐被害者の多くが
 - ① **高齢の独り暮らしの女性**
 - ② **家族は林地から離れた場所に在住（市町村外、県外）**
- ③ **本人が聴覚障害や知的障害など何らかの障害を持つ、または家族に該当者がいる場合に該当**（宮崎県盗伐被害者の会調べ）
- 盗伐被害林地は「伐採された」というより「破壊された／荒らされた」状態
 - 伐採前の状態に戻すことは非常に困難。仮に可能でも高コスト
 - 特に急斜面に位置する林地では、豪雨災害等発生時にその斜面のふもとにある**民家や公的施設などが甚大な二次被害リスクにさらされている**

被害者事件簿 - FoEスタッフブログ

- 宮崎県盗伐被害者の会会員の被害の様子について不定期に更新しています。
- 第一回 宮崎市瓜生野ツブロケ谷 (その1-2)
<https://foejapan.wordpress.com/2019/07/29/miyazaki/> <https://foejapan.wordpress.com/2019/09/06/miyazaki-002/>
- 第二回 宮崎市高岡町花見字山口 (その1-2)
<https://foejapan.wordpress.com/2019/10/08/miyazaki-003/> <https://foejapan.wordpress.com/2019/11/18/miyazaki-004/>
- 第三回 宮崎市大字吉野字深坪 (その1-3)
<https://foejapan.wordpress.com/2019/12/25/miyazaki-005/> <https://foejapan.wordpress.com/2020/01/23/miyazaki-006/>
<https://foejapan.wordpress.com/2020/03/09/miyazaki-007/>
- 第四回 宮崎市田野町字荷物取地乙
<https://foejapan.wordpress.com/2020/04/15/miyazaki-008/>
- 第五回 国富町大字木脇 (その1-4)
<https://foejapan.wordpress.com/2020/08/31/miyazaki-009/> <https://foejapan.wordpress.com/2020/09/30/miyazaki-010/>
<https://foejapan.wordpress.com/2020/10/15/miyazaki-011/> <https://foejapan.wordpress.com/2021/01/15/miyazaki-012/>
- 第六回 えびの市大字西長江浦 (その1-4)
<https://foejapan.wordpress.com/2021/04/14/miyazaki-013/> <https://foejapan.wordpress.com/2021/06/10/miyazaki-014/>
<https://foejapan.wordpress.com/2021/09/15/miyazaki-015/> <https://foejapan.wordpress.com/2023/03/03/miyazaki-016/>

※ブログでは、被害者の方々のご意向もあり、またご了承をいただいた上で、実名公表しています。

宮崎県内の盗伐事件：有罪判決事例

判決日	被告	職業	罪名	量刑
2018(H30)年 3月20日	岩村進 松本喜代美	林業仲介業	有印私文書偽造、 及び同行使、 森林法違反（森林窃盗）	岩村：懲役2年6ヶ月 （執行猶予5年） 松本：懲役2年6ヶ月 （執行猶予4年）
2020(R2)年 1月15日	鈴木英明	無職 （林業仲介業補助）	森林法違反（森林窃盗）ほう助、 有印私文書偽造	懲役2年 （執行猶予4年）
2020(R2)年 3月4日	富永悟	林業仲介業	森林法違反（森林窃盗）など	懲役3年 （執行猶予5年）
2020(R2)年 9月25日	黒木達也	素材生産業 （伐採業）	森林法違反（森林窃盗）	懲役1年 （執行猶予4年）
2020(R2)年 12月15日	中原朝男	無職 （元伐採業代表）	森林法違反（森林窃盗）など	懲役1年 （執行猶予3年）

※有罪判決を受けた被告名は伏せていません。

（出所）宮崎日日新聞、毎日新聞の紙面から

民事判決2023/6/22 「故意によるものであることを疑わせる」

- 原告：Tさん
(東京豊島区在住)
- 被告：佐藤産業
(本社・宮崎県国富町)

無断伐採 故意の疑い

東京地裁 業者に賠償命令



裁判所前で判決の受け止めを語る原告の男性＝22日、東京都千代田区

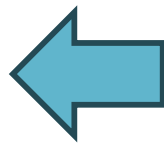
母親から相続した宮崎市内の山林が無断で伐採されたとして東京都豊島区の男性が佐藤産業(本社・宮崎県国富町)に対し、損害賠償と慰謝料など計192万4千700円を請求した

訴訟で、東京地裁(堂蘭幹一郎裁判長)は22日、同社に損害賠償13万9700円と慰謝料50万円の支払いを命じる判決を出しました。宮崎県など九州南部では、私有林が業者に無断で伐採される被害が相次いでいます。原告の男性は2021年8月、宮崎県警に森林窃盗の被害届を提出し、同社の社長ら2人が書類送検されました。

堂蘭裁判長は判決で、伐採にあたって同社が土地の境界を適切に確認しなかったことは「故意によるものであることを疑わせる」と指摘。過去に従業員が無断伐採で捜査機関の取り調べを受けても再発防止策を講じていないことから、今回の伐採も故意に近い行為であり、「過失の程度は極めて重い」としてい

ます。同社が一部を根こそぎ伐採したことから「被害本数を正確に把握することができなくなっている」とし、切り株が残るスギ30本から少なくとも13万9700円の財産的損害が生じたと認めました。本紙の取材に、原告の男性は「損害賠償額が少ないなど判決の全てに満足したわけではないが、無断伐採による精神的苦痛を認めて請求額(30万円)を上回る慰謝料の支払いを命じたことは評価したい」と述べました。控訴するかどうかは被告側の対応をみて考えたいとして「悪質な業者による盗伐を防ぐため、検察は同社の幹部を起訴してほしい」と語りました。

犯行の常習性が証明された



出所：新聞赤旗、2023年6月23日紙面

宮崎市瓜生野ツブロケ谷：Eさん

- 被害者：Eさん（千葉県在住）
- 被害面積：0.21（ha）、被害本数200本（推定）
- 林業仲介業者：岩村進（被告人X）、松本喜代美（被告人Z）、I（被告人Z）、Y
- 伐採業者：S社（＝宮崎県の素材生産業者D社）
- 罪状：森林法違反（森林窃盗）、有印私文書偽造、行使

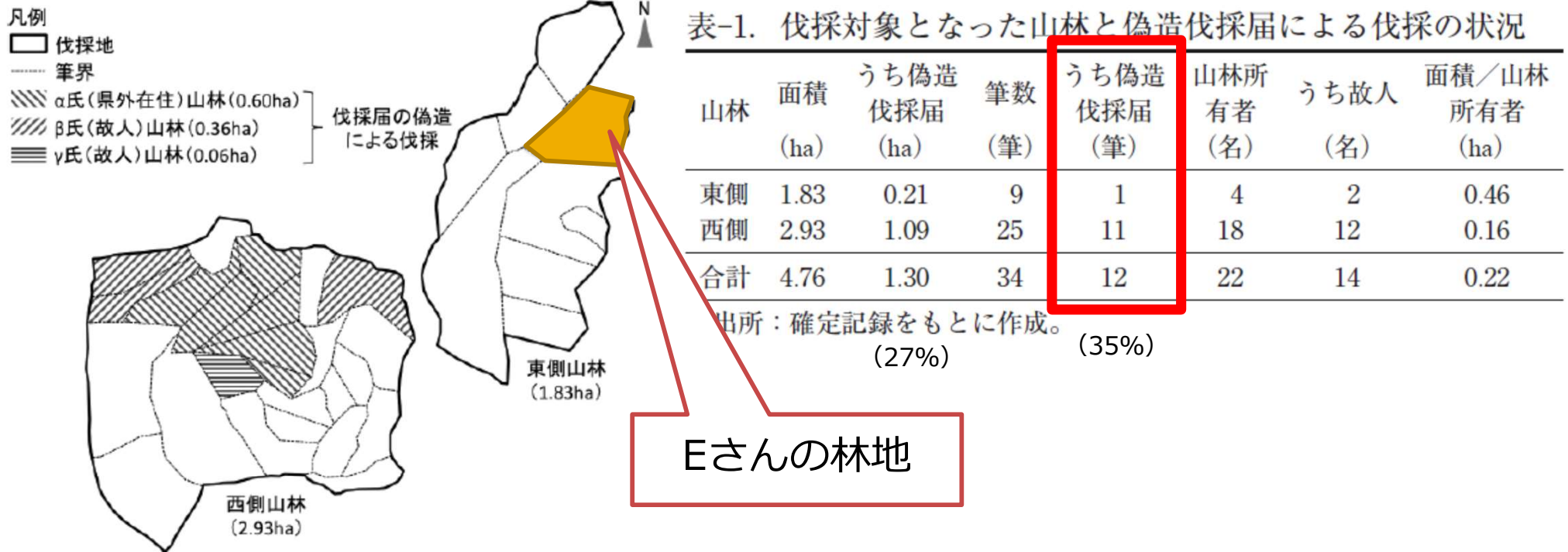


図-3. 伐採事業地と伐採届の偽造によって伐採された範囲

出所：確定記録をもとに作成。

注：参照元資料に縮尺が示されていないため、縮尺は不明。

図・表 被害地周辺概況

(出所) 御田, 他 (2019). 日常活動理論を用いた盗伐発生メカニズムの理解-宮崎県南部における事例. 日本森林学会誌vol.101 No.5, pp207-213. 表1, 図3を引用

犯行の概要 (御田, 他 (2019) から)

- 被告人らが2015年、宮崎市近郊の山林所有者から立木販売を持ちかけられ、近辺一帯の山林買い付けを計画
- 公訴事実①Yが手紙を送るなどして連絡。地権者α氏から返事がないためXが伐採届を偽造。α氏が立木売買に同意しているかのように装い、他の伐採届とともにA社に交付。
- ②β氏が登記されている山林の伐採届の偽造とその行使 (β氏は2008年死亡)。
- ③γ氏が登記されている山林の伐採届の偽造とその行使 (γ氏は1984年死亡)。
- 山林の販売先A社は、範囲が狭く素材生産業者へ売却できないと判断。周辺の山林買い付けをYに促す→東側へ拡大。
- YからA社に売却された山林は鹿児島県の素材生産業者 (B社) へ売却。B社は伐採せず^{に当}該山林をさらに山林仲介業者 (C社) を介して宮崎県の素材生産業者 (D社) に売却。D社は伐採届を宮崎市に提出し、適合通知書を得て、山林を伐採し、宮崎市内の原木市場へ出荷。
- なお鹿児島県の素材生産業者 (B社) は鹿児島県林材協連、宮崎県の素材生産業者 (D社) は宮崎県素連によって認定された合法木材供給事業者である。

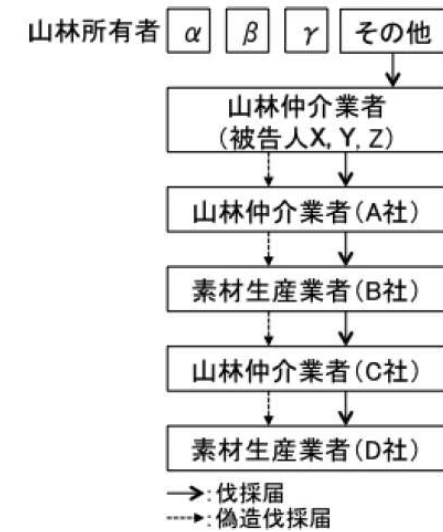


図-2. 事件の関係者と伐採届の売却経路

出所：確定記録をもとに作成。

(出所) 御田, 他 (2019). 日常活動理論を用いた盗伐発生メカニズムの理解-宮崎県南部における事例. 日本森林学会誌vol.101 No.5, pp207-213. 図2を引用

偽造された伐採及び伐採後の造林届出書／受理後の適合通知書

宮崎県 宮崎市 宮崎市長 戸 敷 正

27年 11月 12日 65-

《届出人》 鹿児島の素材生産業者 (B社)

《伐採業者》 鹿児島の素材生産業者 (B社)

鹿児島の素材生産業者 (B社)

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

宮森第15号65
平成27年11月19日

次のとおり森林の立木を伐採したため、森林法第10条の第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所
宮崎 市 町 大字 瓜生野 字 ツツキ 地番 4689-2

2 伐採の計画

伐採面積	0.27 ha
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐 伐採率 100%
集材・搬出方法	車両系・架線系・搬出なし
路網の設置延長	800 m 宮崎県作業道開設基準
伐採樹種	杉
伐採齢	60年 (最低林齢: 年 ~ 歳)
伐採の期間	H28年1月20日 ~ H29年1月19日

故人の署名・捺印 (有印私文書偽造)

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	0.21 ha
人工造林による面積 (A+B)	0.21 ha
植栽による面積 (A)	0.21 ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	H28年12月1日 ~ H29年3月31日	杉	0.21 ha	525本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	年月日 ~ 年月日		ha	
5年後において適確な更新がなされない場合	年月日 ~ 年月日		ha	本

3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考
適合通知等希望の有無 (有・無)

平成27年11月12日付けで提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された、下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、宮崎市森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。なお、伐採に当たっては、下記の事項に十分留意すること。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出概要

森林の所在場所 : 宮崎市大字瓜生野4689-2
伐採面積 : 0.21ha
伐採の方法 : 主間伐別 (主伐: 皆伐)、伐採率 (100%)
集材・搬出方法 : 車両系
路網の設置延長 : 800m (宮崎県作業道開設基準に従う)

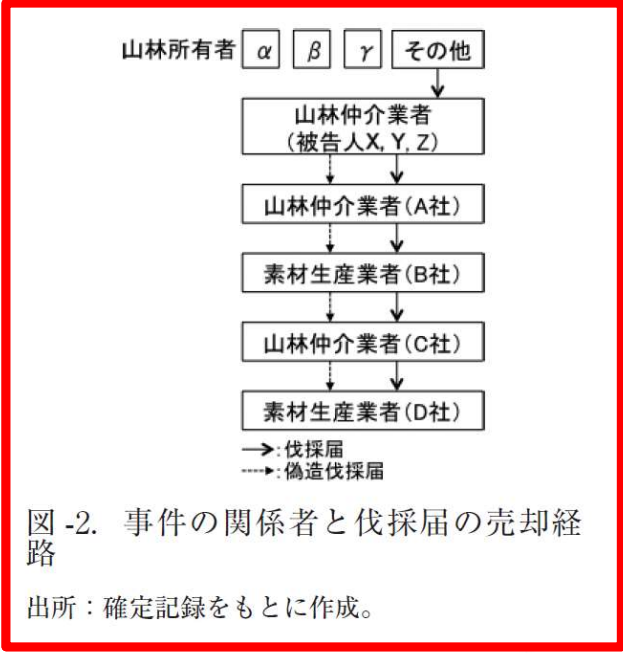


図-2. 事件の関係者と伐採届の売却経路
出所：確定記録をもとに作成。

年1月19日
3月31日
風水害等各種災害を誘発する
近隣への影響が危惧されるこ
前に説明すること。
するとともに、森林が有す
る、排水施設等)の適切な設
き起こさないよう留意する
隣接地との境界を十分に確
文書取扱
森林水産課森林保全係
TEL 21-1919

宛先に届くはずのない適合通知書

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

宮森第15号65
平成27年11月19日

██████ 殿

宮崎市長 戸 敷



故人の署名・捺印
(有印私文書偽造)

平成27年11月12日付けで提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された、下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、宮崎市森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。なお、伐採に当たっては、下記の事項に十分留意すること。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出概要

森林の所在場所 : 宮崎市大字瓜生野4689-2
 伐採面積 : 0.21ha
 伐採の方法 : 主間伐別: (主伐:皆伐)、伐採率(100%)
 集材・搬出方法 : 車両系
 路網の設置延長 : 800m (宮崎県作業道開設基準に従う)
 伐採樹種・伐採齢 : スギ 60年生
 伐採期間 : 平成28年1月20日~平成29年1月19日
 伐採後の造林方法 : 植栽
 造林面積 : 0.21ha
 植栽本数 : 325本
 造林期間 : 平成29年4月1日~平成31年3月31日

9/4 伊豆海運
15-15 一般貨物
福清に神道 (見舞金)
100 108000
深
他
1980

留意すべき事項

- 立木の伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行うこと。また、近隣への影響が危惧されることから、地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明すること。
- 森林の土地利用に当たっては、地形、地質を十分考慮するとともに、森林が有する各種の公益的機能を代替施設(造成森林、法面緑化、排水施設等)の適切な設置により維持させるなどして、土砂の流失や崩壊を引き起こさないよう留意すること。
- 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行うこと。

文書取扱
森林水産課森林保全係
TEL 21-1919

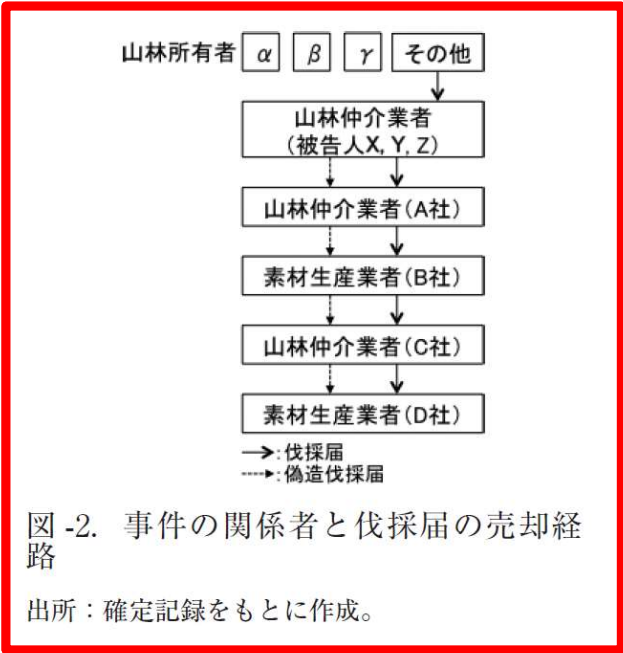


図-2. 事件の関係者と伐採届の売却経路

出所: 確定記録をもとに作成。

偽造された伐採及び伐採後の造林届出書（伐採届）

伐採及び伐採後の造林の届出書

28年 1 月 22 日

宮崎市長 殿

宮崎市の素材生産業者 (D社)

宮崎市の素材生産業者 (D社)

宮崎市長 殿

宮崎市の素材生産業者 (D社)

故人の署名・捺印 (有印私文書偽造)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

宮崎 市 町 大字 瓜生野 字 ツツノケ谷 地番 4689-2

2 伐採の計画

伐採面積	0.2116 ha
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐 伐採率 100%
集材・搬出方法	車両系・架線系・搬出なし
路網の設置延長	m 宮崎県作業道開設基準 従う・従わない
伐採樹種	
伐採樹齢	年 (最低林齢: 年 ~ 最高林齢: 年)
伐採の期間	年 月 日 ~ 年 月 日

1 森林の所在場所

宮崎 市 町 大字 瓜生野 字 ツツノケ谷 地番 4689-2

2 伐採の計画

伐採面積	0.2 ha
伐採方法	主伐 (皆伐) 択伐・間伐 伐採率 100%
集材・搬出方法	車両系
路網の設置延長	85 m 路網の開設方法 従う・従わない
伐採樹種	ナラ
伐採樹齢	40年
伐採の期間	H28.1.10 ~ H28.2.10

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	0.2116 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	0.2116 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	0.2 ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	0.2 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	0.2 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	H29年4月1日 ~ H34年3月31日	ナラ	0.2116 ha	
5年後において適確な更新がなされない場合	H34年4月1日 ~ H36年3月31日	ナラ	0.2116 ha	634 本

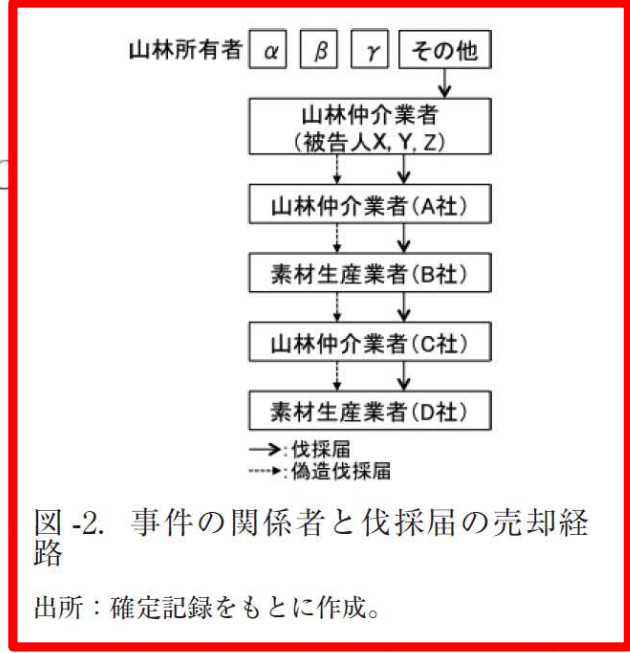


図-2. 事件の関係者と伐採届の売却経路
出所：確定記録をもとに作成。

民事裁判で新たに確認された証拠書類

領収証

山林仲介業者 (C社) 様

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

但 [Redacted] 印紙
 H27年11月3日 上記正に領収いたしました
 [Redacted]
 [Redacted]

故人の署名・捺印
(有印私文書偽造)

2014年 → 8%

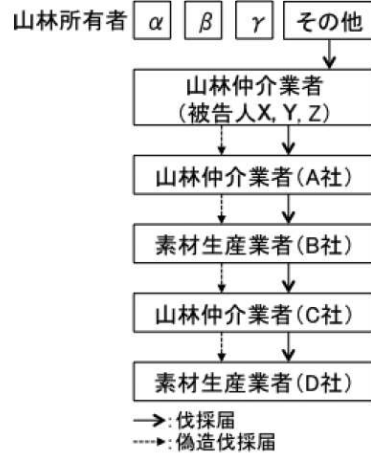


図 -2. 事件の関係者と伐採届の売却経路

出所: 確定記録をもとに作成。

売買契約書

下記物件を下記条件に依り売買契約する。

- 場所 宮崎市丸生野 4664-3 外 別荘地帯
- 物件 スギ、ヒノキ
- 金額 ￥10,500,000-
- 支払方法 現金
- 備考

上記契約後、山林境界その他に紛争を生じたる時は売主の責任に於いて解決し本書に
 記載事項は両者誠意を以て協議決定するものとする。
 買の証として後日の為に本書式通作成し両者記名捺印の上各巻通保有する。

成 28年 / 月 / 日

住所
氏名
山林仲介業者 (C社)

住所
氏名
宮崎県の素材生産業者 (D社)

住所
氏名
[Redacted]

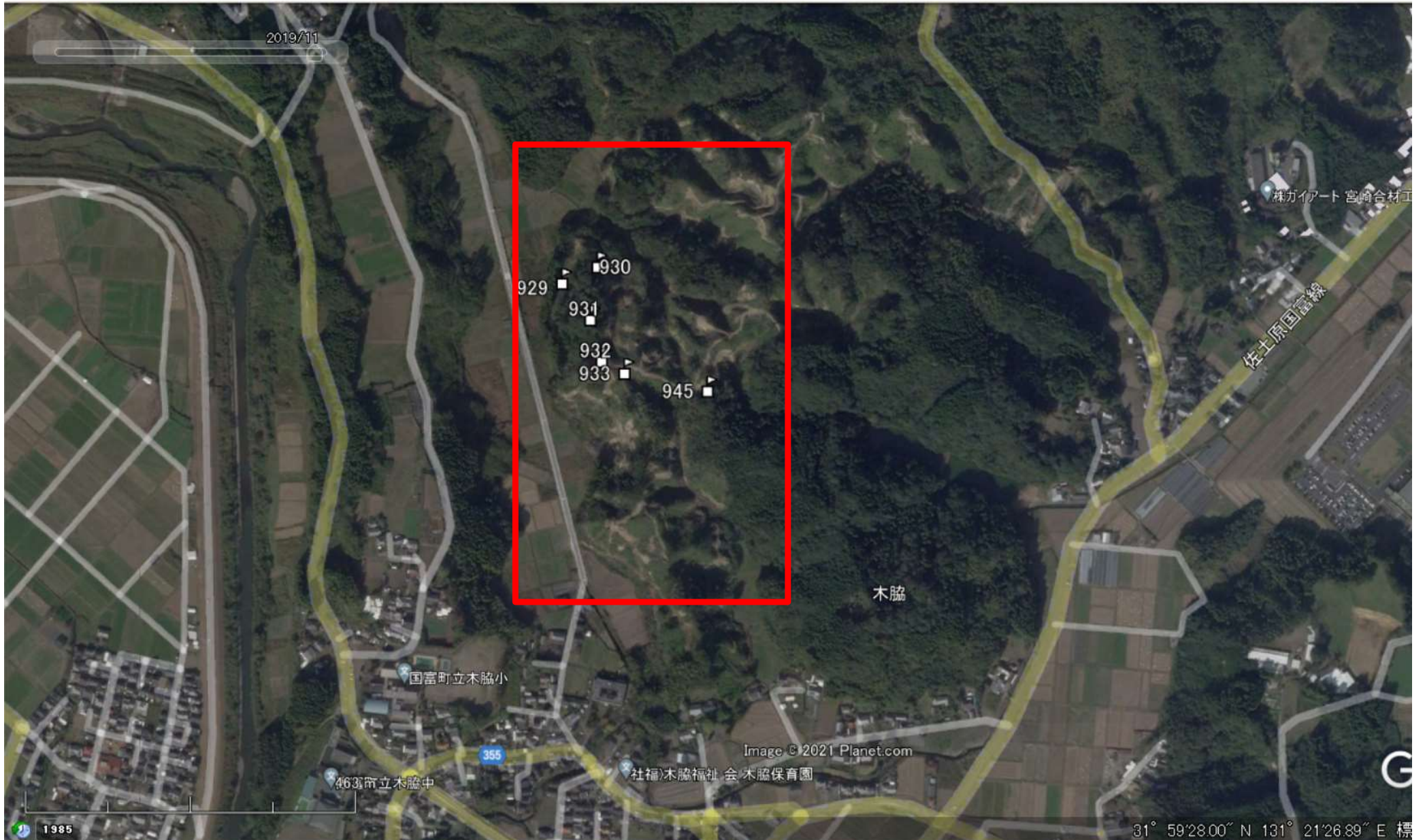
宮崎県内の盗伐事件：有罪判決事例

判決日	被告	職業	罪名	量刑
2018(H30)年 3月20日	岩村進 松本喜代美	林業仲介業	有印私文書偽造、 及び同行使、 森林法違反（森林窃盗）	岩村：懲役2年6ヶ月 （執行猶予5年） 松本：懲役2年6ヶ月 （執行猶予4年）
2020(R2)年 1月15日	鈴木英明	無職 （林業仲介業補助）	森林法違反（森林窃盗）ほう助、 有印私文書偽造	懲役2年 （執行猶予4年）
2020(R2)年 3月4日	富永悟	林業仲介業	森林法違反（森林窃盗）など	懲役3年 （執行猶予5年）
2020(R2)年 9月25日	黒木達也	素材生産業 （伐採業）	森林法違反（森林窃盗）	懲役1年 （執行猶予4年）
2020(R2)年 12月15日	中原朝男	無職 （元伐採業代表）	森林法違反（森林窃盗）など	懲役1年 （執行猶予3年）

※有罪判決を受けた被告名は伏せていません。

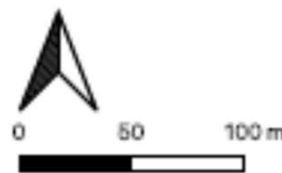
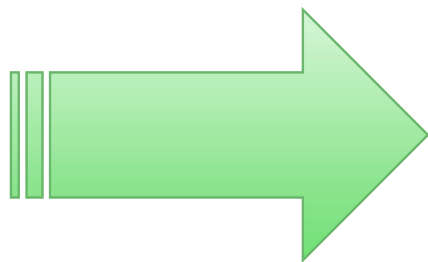
（出所）宮崎日日新聞、毎日新聞の紙面から

宮崎県国富町木脇周辺図 (Google Earthから)



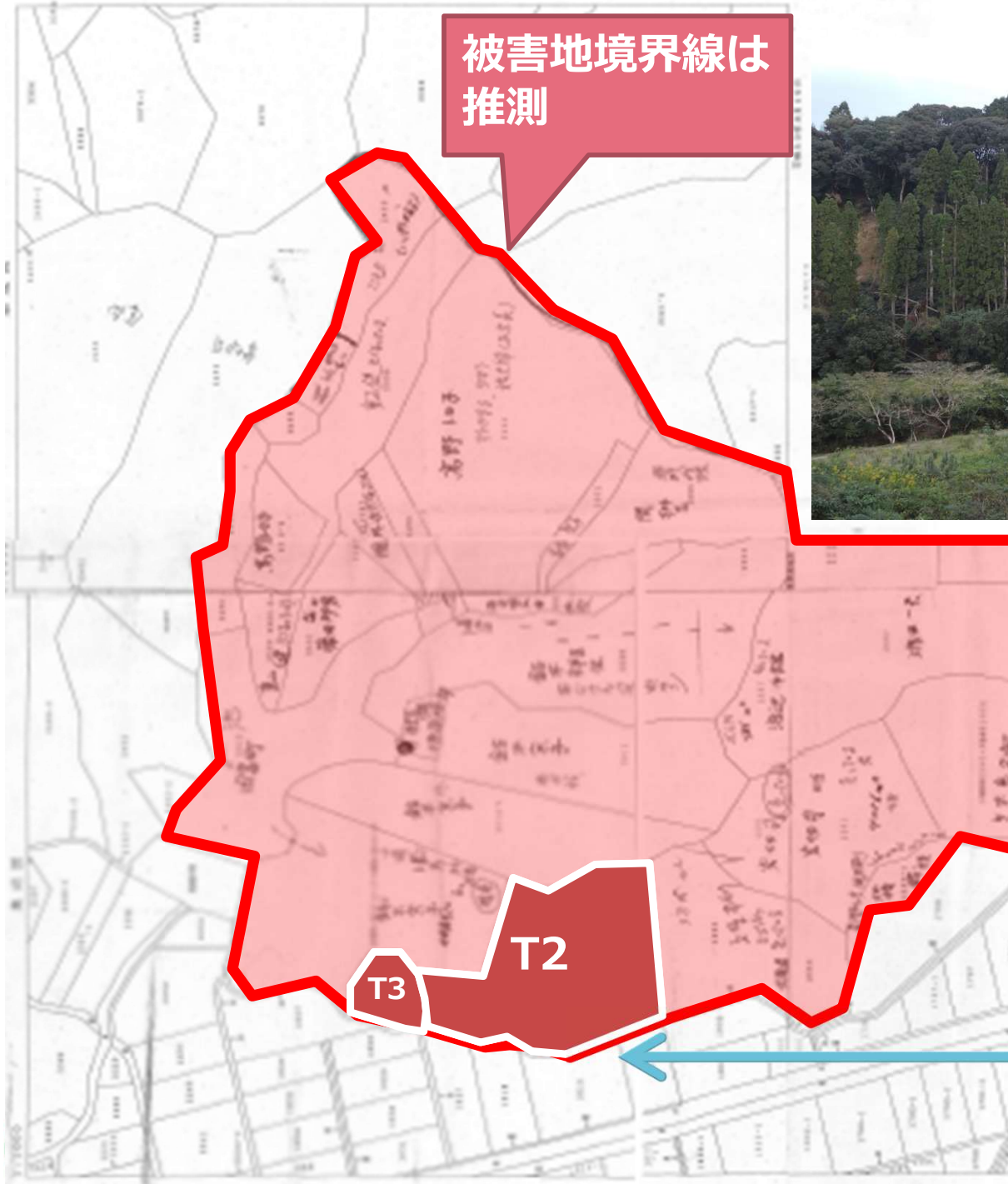
被害地周辺図

- ドローンで撮影
(御田氏提供資料)



2019年5月25日

盗伐被害地概要 (宮崎県国富町木脇)



被害地境界線は推測



1. S(死亡)
2. H
3. T
4. S(伐採届、複数筆)
5. T(複数)
6. S(死亡)
7. W(大阪)
8. T氏(図中のT3)
9. T氏(図中のT2)
10. I(伐採届、複数筆) → 内通者
11. S
12. S(無断)
13. W(示談金受理)
14. W
15. K
16. 地籍未確認地
17. J(伐採届)
18. K
19. T
20. O(伐採届)
21. T(道を通すとの話で10万円受理⇒丸ごと伐採)
22. N(被害届⇒示談金受理)
23. N
24. K
25. N

所有者25名
伐採届4件

(出所)宮崎県盗伐被害者の会調べ

情報開示請求で
無届伐採を確認



黒木林産：有罪判決までの経緯

公判日	内容など
一審：宮崎地裁	
初公判 (2019 (R1) 年9月27日)	「(他人が所有する木と) 知らずに伐採した。窃盗はしていない」と起訴内容を否認、 無罪を主張
第二回公判 (10月18日)	2018 (H30) 年9月7日、Tさんも同行した高岡警察の現場検証のとき、作業中の黒木被告は手元に地図を持っていたが、 公判では「地図は持っていなかった」と発言
第三回公判 (10月28日)	過去20年で約10件の無断伐採が発覚 。それについて「誤伐の場合、地権者に相場の2倍を支払うなどした」と説明。誤伐対策をしなかった理由は 「経験に基づき、勘に頼って作業する。いちいち図面を見ることはない」
第四回公判 (12月13日)	論告求刑
第五回公判 判決 (2020 (R2) 年1月27日)	懲役1年、執行猶予4年(求刑懲役1年6月)の有罪判決。裁判官は、被告が事件の約2カ月前、仲介業者から売買契約が未締結であるとの説明を受けていたと認定し、 『仲介業者の説明を「失念していた」との被告の供述は、不自然不合理で信用できない』と無罪の主張を退けた 。被告は即日控訴
二審：福岡高裁宮崎支部	
初公判 (4月16日)	弁護側は無罪を主張し、検察側は控訴棄却を求めて結審。
第二回公判 判決 (6月18日)	懲役1年、執行猶予4年とした一審判決を支持し、控訴を棄却。弁護側は即日上告
三審：最高裁判所	
2020年9月28日	上告棄却

盗伐被害者の苦境 (FoEブログ記事)

- やや常軌を逸しているのでは??とも感じる社会背景の中で闘う盗伐被害者の方々が感じられていること

「被害本数7本」という報道がもたらすもの

Tさんの被害届が受理され、新聞各紙やNHKニュースなどで「盗伐容疑者逮捕」が報じられました。事件がマスコミによって大きく報じられたことは盗伐に関する関心が高まることが期待でき、喜ばしいことでした。

一方、「テレビで流す被害本数7本を聞いた人が『**どうしてそんな本数で逮捕するのか**』と知らない人は皆思うだろう」とTさんは言います。ニュースでは「それ以外にも余罪がある（相当伐られている）」と付け加えてくれてはいるものの、やはり「**被害7本**」という文字や言葉は「**ケチな話である**」といった印象を与えるものであり、警察の被害内容確定においてはそうしたことも想定に入れているのであろう、とTさんは警察の対応を疑っています。

出所：日本にもあった違法伐採！！ 波紋拡がる宮崎県の盗伐事件（10）：FoE Japanブログ
<https://foejapan.wordpress.com/2020/09/30/miyazaki-010/>

県議会議員の発言

● 日向市選出の西村賢 県議会議員の発言（2019年）（宮崎県議会自由民主党）

新聞報道などで私の知る限りでは、杉7本、杉13本の伐採を、当人は誤伐と主張し、被害者は盗伐と主張し・・・（中略）・・・。係争中の案件ですから、具体的にこの場で触れませんが、この案件は、林業の未来や担い手の確保も含めて大きな影響があるのではないかと思います。

本県で過去に起こった、悪質なブローカーが行った契約書の偽造などの悪意のある犯罪は、許しがたいものでありますし、盗伐自体は許されるものではありません。・・・（中略）・・・無断伐採に間違いがあった場合、ほとんどの案件は穏当に和解がなされているとのことでありますが、今回のように刑事事件にまで発展することは、極めてまれなケースと考えています。広大な山林の伐採に際しての数本の誤伐は、業務の特性上、ある意味避けられないことではないかなと思いますが、そのような誤伐も絶対に許されない社会状況になれば、林業後継者の確保も難しくなります。・・・（中略）・・・土地の境界も不確かな山林でのわずかな誤伐がもとで、訴えられたり、失業したり、廃業せざるを得ない状況に追い込まれることがあってはならないと考えます。そもそも、地籍調査の進捗を進めていくことが重要だと思います。

注：上記文中の下線等は筆者によるもの

（出所）宮崎県議会 令和元年11月定例会質問一覧、令和元年12月3日(火)（議事録209～211ページ）

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gikai/minutes/plenary/R01/201911-2-1203.pdf>

盗伐材の調達を避けるために 求められるDDとは？



伐採および伐採後の造林の届出等の制度

- 森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務（森林法第十条の八）。

2017年4月～：伐採届伐採及び伐採後の造林の計画の届出（以下、伐採届）を行った者は事後に市町村長への伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要

※森林法改正（平成28（2016）年5月）

2022年4月～：伐採届を行った者は、伐採後の森林の状況の報告と伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要

※森林法施行規則改正（令和3（2021）年9月）

2023年4月～：伐採届に必要な書類*1の添付が義務付け

※森林法施行規則改正（令和3（2021）年9月）

*1 森林の位置図・区域図、届出者の確認書類、他法令の許認可関係書類、土地の登記事項証明書等、伐採の権原関係書類*2（届出者が土地所有者でない場合）、隣接森林との境界関係書類、市町村長が必要と認める書類

*2 立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

悪質な盗伐業者に対して効果はあるか？

- **そもそも「警察には捕まらない」と考えている？**
 - 事実、警察は被害者の被害届を容易に受理しない。
※警察は、被害届の提出をする者があったときは、その届出にかかる事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない（犯罪捜査規範61条）
 - 民事不介入の原則、とはいうが極めて悪質な行為を看過し続けるのは本来の職責を果たしていない
- **森林法違反（第197条森林窃盗）の時効は3年。これを逆手に取り、随所で時間稼ぎ？**
- **有印私文書偽造も厭わない。伐採・造林届のみならず契約書、領収書等の偽造もお手の物？**
 - 届出の窓口となる自治体職員の人員強化や能力向上などが伴わない限り、効果は期待できない
- **万が一、盗伐行為が発覚した際は「ごめんなさい、間違えました」として不適當な額の示談金で済ますことは想定内？**
 - 運よく警察の捜査が入ったとしても、検察が不起訴にして刑事事件として扱わない。民事であれば「ごめんなさい、間違えました」、「仲介業者に騙されました」の主張で賠償額の減額を狙う
- **巧妙に売買プロセスを複雑化させ、且つ仲介業者に介することで彼らに罪をなすりつけることを想定している。**
 - 有罪判決が下された5件のうち3件は仲介業者
- **脱税の疑い。**
 - 盗伐事案では山林売買は口頭で済ませ契約書は作成せず。代金の受け渡しも現金・手渡し。領収書等も作成しない事例も。無申告あるいは契約書がないことを良いことに「仕入れ代金水増し」による利益圧縮で脱税は可能

出所：盗伐被害者への聞き取り、または彼らからの提供情報に基づく

盗伐丸太、米国市場へ輸出?????

- ツブロケ谷事件のほか複数の盗伐事案へ関与している前出の**鹿児島県の素材生産業者（D社）**は丸太輸出事業に関与している可能性あり

スギ2×4部材の北米輸出を睨んだ黄金のトライアングル
(志布志モデルⅡ)



図5 スギ2×4部材の北米輸出を睨んだ黄金のトライア
(志布志モデルⅡ)

大手木材商社や国内有数の合板メーカーなどの企業名が列挙

同じ社名

主要取引先

木材

取引先銀行

鹿児島銀行、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、日本政策金融公庫

取得免許・許可

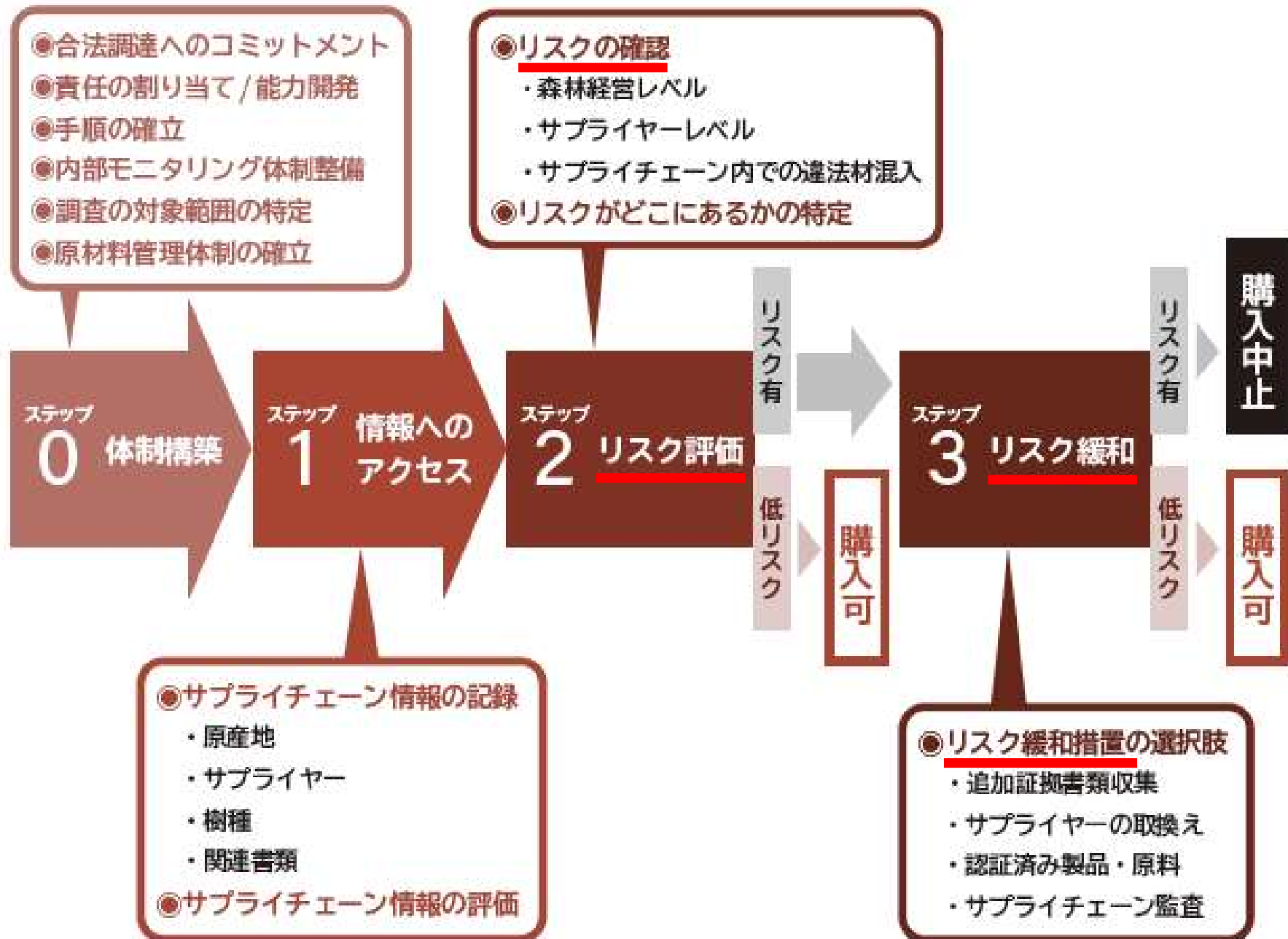
合法木材事業者認定 (素材生産業・製材業)

第Ⅰ種、第Ⅱ種木材関連事業者登録 (クリーンウッド法)

出所: 「木材サプライチェーンマネジメントの先進的な事例調査報告書」、(一財) 日本木材総合情報センター、令和4年3月

合法木材事業者認定 (鹿児島県林材協連)
クリーンウッド法登録 (第1種&2種) (日林協)

木材デューディリジェンスの手順



盗伐材を避けるDDとは？

● 合法証明書類（伐採届等）の入手のみでは不十分

- 伐採届の記述内容の十分な検証による書類の法的な有効性を確認すること
- 小班レベルの伐採区域やトレーサビリティを確実にすること
- 定期的に伐採現場の視察や事業者への聞き取りを実施すること
 - ➔ 足を運ぶことが難しければ既存のモニタリングツールを活用
- 業界内にとどまらない複数のソースから様々な情報を入手し、判断の参考にすること

● 取引事業者&サプライチェーンのリスクを適切に評価すること

- シンプルなサプライチェーンほどリスクは低く、関与する事業者が多い&流通経路が複雑なほどリスクは高くなる傾向にある
- サプライチェーンに関与する事業者が信頼するに値するか否かを判断するのは購入者の責任



ご清聴、ありがとうございました。

国際環境NGO FoE Japan (エフ・オー・イー ジャパン)

三柴 淳一 理事／森林担当

Tel: 03-6909-5983 / mishiba@foejapan.org